

平成 24 年度第 1 回大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会の会議

日 時：平成 24 年 7 月 3 日（火） 午後 3 時～午後 4 時 30 分

場 所：大阪府新別館南館 7 階 研修室 7

出席委員：足立委員、辻委員、津村委員、中西委員、久川委員

会議の概要：

- 1 事務局から本検討会の設置について説明があった。
- 2 委員の互選により、足立委員が委員長に、辻委員が委員長代理に選任された。
- 3 事務局から検討事項とスケジュールについて説明があった。
- 4 事務局から現状分析と課題抽出について説明があった後、意見交換が行われた。
- 5 第 2 回の会議は、平成 24 年 8 月 9 日（木）に開催することの確認があった。

< 1 本検討会の設置について（資料 1） >

- ・ 本検討会は、大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会設置要綱に基づき運営する。
- ・ 第 1 条の規定により、浄化槽の一層の整備促進に向け、浄化槽法第 11 条に規定する水質検査に対する府民の信頼性向上と受検率の向上方策について、専門的な意見を求めるため設置した。
- ・ 第 5 条の規定により、委員の互選によって定めた委員長をおく。委員長が不在の折は、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- ・ 第 7 条の規定により、検討会の会議録及び資料については、会議の状況等からやむを得ず非公開とする必要が生じた場合を除いて、原則、公開とする。

< 2 委員長と委員長代理について >

- ・ 足立委員が委員長に選任された。
- ・ 辻委員が委員長代理に選任された。

< 3 検討事項とスケジュールについて（資料 2） >

- ・ 本日の検討内容は、現状分析と課題抽出及び課題への対応策とする。
- ・ 第 2 回の会議では、「府域法定検査のあるべき方向性について」意見交換を行う。具体的には、法定検査に対する府民の信頼性向上方策と効率的な検査制度について。開催時期については 8 月上旬を予定している。
- ・ 第 3 回の会議では、第 1 回及び第 2 回の会議の内容をまとめた報告書（案）について、意見交換を行う。開催時期については、9 月上旬を予定している。

< 4 現状分析と課題抽出について（資料 3） >

検討の背景

- ・ 大阪府では効率的で効果的な生活排水処理施設である合併処理浄化槽の設置促進に取り組んでいる。特に、浄化槽の市町村設置整備事業は合併処理浄化槽を面的に整備できる事、整備された浄化槽について適正管理が確実に行われることから、その導入を推進している。
- ・ 個人が設置した浄化槽においては、不適切な管理による臭いや、水質異常の発生が苦情等の問題となることがあり、府民の浄化槽に対する印象は必ずしも良好とは限らない。
- ・ 浄化槽法では管理者自らが適正管理を確認するため、毎年一回の法定検査の受検を義務付けているが、受検率は極めて低い状況である。今後、生活排水処理対策の一つとして確固たるものにしていくためには、法定検査の受検率向上を図り、府民からの信頼を一層確実なものとしていくことが不可欠である。

現状分析（浄化槽の設置状況）

- ・ 大阪府も全国と同様に浄化槽の設置基数は、減少傾向である。
- ・ 平成 22 年度の浄化槽の設置基数は、全国では 794 万基、大阪府では 17 万基で内約 3 割が合併処理浄化槽で 7 割が単独処理浄化槽である。
- ・ 平成 22 年度の下水道普及率は 94.3%であり、90%を超えている。
- ・ 大阪府では、業者に委託し台帳整理を行ったことにより平成 19 年から 20 年度にかけて浄化槽が 4 万基廃止処理されている。
- ・ 平成 13 年度にみなし浄化槽の新設が禁止されたことにより平成 13 年度からは合併処理浄化槽のみが設置されている。
- ・ 市町村別の設置基数の内訳をみると、泉州地域や南河内地域など南側の地域には浄化槽が多い。枚方市や東大阪市等、下水道整備地域にも浄化槽が残っている。残っている浄化槽については、単独処理浄化槽が多い。

現状分析（浄化槽の維持管理制度）

- ・ 浄化槽を適正に使用してもらう必要がある。
- ・ 浄化槽の維持管理は、清掃、保守点検、法定検査の受検が必要。この 3 つが全て出来て初めて適正な浄化槽の維持管理となり、良好な水質が担保される。
- ・ 清掃は年 1 回以上実施する必要がある。
- ・ 保守点検は、家庭槽の場合で年 3 回から 4 回実施する必要がある。
- ・ 法定検査は、浄化槽の使用開始から 3 ヶ月を超え 8 ヶ月以内に実施する浄化槽法第 7 条に基づく 7 条検査と、毎年 1 回実施する浄化槽法第 11 条に基づく 11 条検査がある。大阪府では、7 条検査は、浄化槽設置時に申し込みが必要となっている。費用は、10 人槽までの浄化槽であれば、7 条検査は 11,000 円で、11 条検査は 1 回 6,000 円となっている。

- ・ 維持管理費用の総計は全国的な平均として、BOD 除去型の合併処理浄化槽の場合、5人槽は6.5万円で7人槽は8.1万円と、平成12年に国から通知が出ている。この金額については、保守点検、清掃、法定検査、電気代等を含めたものとなっている。

現状分析（法定検査の実施方法と検査内容）

- ・ 11条検査の実施方法は、大阪府環境水質指導協会のホームページにも掲載されているが、浄化槽管理者が法定検査の申し込みを協会にすると、協会の検査員から浄化槽管理者に対して検査日程の調整が行われる。
- ・ 11条検査は、約20分から30分かけて、外観、水質、書類についての検査を実施する。
- ・ 外観検査については、設置、使用状況、消毒の実施状況等75項目についての検査を行う。
- ・ 水質検査については、現場で行う残留塩素、透視度等や持ち帰って分析などを行うBOD等の検査を行う。
- ・ 書類検査は、保守点検、清掃についての記録を検査する。
- ・ 外観検査、水質検査、書類検査を行った後に、大阪府版判定基準（恣意的な判定が行われないように、平成22年10月に大阪府と協会で定めた基準。）に基づいた判断を行い、判定結果は、管理者に請求書とともに送付される。

現状分析（法定検査実施状況）

- ・ 7条検査受検率の全国平均は平成22年度では93%で、大阪府では、ほぼ100%となっており、全国平均よりも高くなっている。これは、浄化槽設置時に法定検査の申し込みを行うよう予納制度を実施している為である。平成11年と平成15年に受検率が100%から外れているのは、予納制度に協力してもらえない業者があったためである。但し、すぐに対策をとり翌年度からは是正されている。
- ・ 11条検査の受検率の全国平均が平成22年度では30%という状況の中、大阪府では数パーセントといった極めて低い値となっている。
- ・ 平成22年度の大阪府の11条検査の受検率は6.5%で全国ワースト6位である。静岡、沖縄、千葉、山梨、埼玉、大阪の順番。
- ・ 平成21年度の大阪府の11条検査の受検率5.2%の時は、静岡に続いて全国ワースト2位だった。
- ・ 埼玉県では、平成23年10月から採水員による効率化検査が導入された。
- ・ 静岡県では、受検率の向上策を検討中である。
- ・ 大阪府でも、他府県の実施状況を勘案し対策が必要と考える。
- ・ 大阪府での11条検査の受検率は、平成21年度が5.2%、平成23年度が6.5%と若干の伸びだが、受検数としては300程度増えている。受検数は、少しずつ伸びていっているが受検率にまで、なかなか反映されていない状況である。
- ・ 7条検査の不適正の内容としては、保守点検が実施されていない事や消毒薬剤が無い事、

浄化槽内へ空気を送るブロワが無いことなどがある。

- ・ 11 条検査の不適正の内容は、ブロワが故障していることが4割を占めており、次いで保守点検が行われておらず消毒薬剤が無い、BODが高いと言った項目が多い。
- ・ 法定検査について不適正となれば、すぐに保健所が指導を行っているので、法定検査は意味のあるものである。浄化槽を適正に管理していく上で、必要なものであると言える。

現状分析（受検指導・啓発の実施状況と効果）

- ・ 大阪府では、過去から 51 人槽以上の浄化槽や公共施設の浄化槽について力を入れて 11 条検査の受検指導を行っており、平成 22 年度は 51 人槽から 500 人槽以下は 35.7%、501 人槽以上であれば 74.1%と 50 人槽以下の 5.4%と比べると受検率が高い。
- ・ 51 人槽以上の浄化槽に対して過去から受検指導を行ってきたが、直近では対象を 21 人槽以上の合併処理浄化槽に拡大して文書指導を行っており、10 人槽以下のいわゆる「家庭槽」については、浄化槽整備事業で整備された浄化槽を対象に受検指導を行っている。
- ・ 平成 19 年度からは 7 条検査を受検した全施設に対して、7 条検査実施後 10 か月後に 11 条検査の受検啓発を行っている。
- ・ 台帳整理も行い、平成 19 年から 20 年度には約 4 万基の浄化槽を廃止している。
- ・ このように、受検啓発や台帳整理を行っているが、今後は受検率の高い大型の浄化槽が下水道に接続されることや新規の浄化槽の設置基数が減っている事等、受検啓発の限界を感じてきている。
- ・ 11 条検査人槽別の受検数について、5 人槽から 10 人槽の浄化槽は全体の浄化槽の 84%、11 人槽から 50 人槽は、全体の 14%、51 人槽以上が全体の 2%を占める。
- ・ 受検率は、平成 22 年度の受検数を 2 年前の浄化槽の設置基数で割っている。
- ・ 5 人槽から 10 人槽が全体の設置基数の 8 割程度なのに対して 11 条検査受検率は 4%と極めて低いので、対応が必要と考えられる。この部分の受検率を上げれば、受検率の向上につながると考える。

現状分析（他府県での指導・啓発事例）

効率化検査とは、平成 7 年 6 月の環境省の通知に従い、技術的妥当性を十分に検討した上で国と協議して決める検査手法の事とある。効率化検査の内容については、放流水質（BOD）検査の導入により BOD 検査の結果が良ければ外観検査の一部を省略できる。また、採水員によるものと検査員が直接実施するものの 2 種類がある。採水員として保守点検業者を活用しているものがある。

保守点検、清掃、法定検査をすべてまとめて契約する方法を一括契約という。（大阪府では実施していない。）

平成 22 年 3 月に環境省が浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取組事例を取りまとめているので、事例を紹介する。

- ① 受検率が80%を超えている県で、効率化検査（BOD導入）を実施している県は、岩手県（平成17年から）と宮城県（平成19年から）である。一括契約を行っている県は岐阜県と岡山県である。また、岩手県については、受検督促通知も行っている。これらの県は、いずれも保守点検・清掃の維持管理組合の組織率が高い状態である。
- ② 受検率が50%を超えており全国平均より高い上昇率（平成20年度の値から平成17年度の値を引いたもの）が認められる県は5県ある。効率化検査を山形県が（平成18年から）実施しており、採水員による効率化検査を群馬県（平成17年から）、新潟県（平成18年から）、福岡県（平成10年から）が実施している。北海道は効率化検査を実施していない。いずれの県も一括契約の実施は無い。受検啓発は、北海道が受検督促通知を行っており、山形県が啓発チラシの配布を、新潟県と福岡県が広報誌等で受検啓発を行っている。
- ③ 受検率が50%を超えているが、大きな上昇率が認められない5県のうち、採水員導入による効率化検査を栃木県（平成16年から）が実施しており、検査員による効率化検査を佐賀県（平成14年から）、長野県（平成17年から）が実施している。秋田県と高知県は効率化検査を行っていない。いずれの県も一括契約の実施は無い。受検啓発等は、設置者講習会を秋田県が、受検督促通知を高知県が、受検指導を長崎県が行っている。
- ④ 受検率が50%未満だが、全国平均と同等あるいは高い上昇率が認められる県10県のうち6県で効率化検査を実施している。そのうち5県については、保守点検業者を活用した採水員検査手法をとっている。採水員による効率化検査は、福島県（平成17年から）、茨城県（平成15年から）、富山県（平成20年から）、兵庫県（平成15年から）、広島県（平成19年から）で実施されている。検査員による効率化検査を京都府は実施している。福島県と茨城県で、一括契約が実施されている。受検啓発等は、受検督促通知を富山県と京都府と鳥取県が、設置者講習会を兵庫県と和歌山県と島根県が実施し、広報誌で受検啓発を広島県が行っている。

現状分析（大阪府の現状）

法定検査に対するよくある府民からの苦情等

- ① よく知らない団体から検査を受けるよう勧められているが大丈夫かという問い合わせがあり、原因としては協会の事を知らない方が多いと考えられる。
- ② 保守点検を行っているにも関わらず、なぜ法定検査を行わなければならないのかという意見が寄せられる事がある。これは、法定検査と保守点検の違いが分からないことが原因と考えられる。
- ③ 近所では、だれも受検していないのに不公平、受検しなければ罰せられるのかといった内容がある。大阪府では、受検率が6.5%なので、隣や近所ではなかなか受検をされていないという現状があり、このような意見が起こると考えられる。

大阪府は将来的に人口が減少すると予想がたてられている。

法定検査を行う検査機関の体制は、平成 23 年度には 13,138 件の検査を 8 名で行っている。将来的に人口が減少していく状況と下水道の普及状況が不確定であり、長期的な浄化槽の設置基数、法定検査の受検数を想定しにくい状況にある。また、浄化槽の設置基数の 8 割が 5 人から 10 人槽以下のものであり、受検率が 4 %ということもある中、この部分の受検率を向上させる必要がある。

課題

管理者からみた保守点検と法定検査の違いが不明確なこと。

保守点検業者にとって法定検査を勧奨するメリット。

検査機関や検査制度の認知度が低く、違法性の認識が希薄なこと。受検啓発や指導が全ての浄化槽を対象に実施されていない状況がある。

下水道の普及状況の予想も立てにくく、将来の人口減少が予想される中で検査体制の整備づくりが困難であること。

法定検査受検率の向上策

浄化槽を継続して使用していく上で、維持管理を適正に進めるには法定検査が必要不可欠であるため、法定検査の受検率の向上策を考えていかなければならない。

浄化槽情報の正確な把握。平成 19 年度から平成 20 年度に台帳整理を行ったが引き続き正確な把握が必要。

浄化槽管理者、行政、清掃や保守点検業者、指定検査機関それぞれにメリットがある方法が必要。

地域条件に見合った検査手法の確立。大阪府では、人口が減少していく状況と下水道がどこまで普及するのか予想しにくいという状況の中で、検査手法を確立していく。

法定検査の認知度が低いということで、行政による広報、指導の充実。

意見交換

以下、各委員と事務局の意見交換（○；委員からの意見、◆；事務局からの意見）

- 現状の分析と課題抽出について、事務局から説明があったが、ご質問・ご意見があれば。
- 効率化検査や一括契約の制度を導入されたことで、11 条検査の受検率が 50%未満ではあるものの、全国平均と同等あるいは高い上昇率が認められる他府県の事例に関し、ある府県においては、7ポイント上昇して 13%の受検率となっているが、これだけで見ると制度を導入したわりには、あまり効果がないように感じた。別の府県においても同様である。事務局では、この結果をどのように分析しているのか。
- ◆ 他府県の事例において、上昇率が著しく伸びている府県、それほど伸びていない府県がある事実は認識しているが、その要因については未だ分析できていない。なお、制度設計の際には、他府県の事例をそのまま取り入れるのではなく、大阪府に適した制度を導入す

べきであり、また、検査制度以外の取組みとあわせて実施する必要があると考えている。
この点も含めて、委員からご意見をいただきたい。

- 上昇率がそれほど伸びていないある府県においては、検査対象を合併処理浄化槽のみとし、単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に切替えをすべきだとの考えのもと、単独処理浄化槽は対象から外している。なお、合併処理浄化槽だけで見ると、その受検率は60%程度と高い数字となっている。また、別の府県においては、維持管理業者の協力体制の不足が上昇率に影響していると思われる。近年は、指導により上昇しているが。
- 効率化検査といっても、それぞれの府県でその制度内容は異なっている。例えば、単独処理浄化槽だけを対象とした府県もある。それぞれの事例について、著しく伸びている理由、それほど伸びていない理由があり、深くその要因を掘り下げることが必要である。
- 制度設計の際には、目標とする受検率を設定することが必要である。ただし、最初から受検率100%と設定することは現実性に欠け、制度設計上好ましくない。
- 上昇率が著しく伸びている他府県においては、制度導入後数年で受検率が約50%となっている事例が多い。これからすると、最低でも50~60%を設定すべきではないか。
- 最低5年で50%は目指すべきではないか。
- 11条検査に関する住民からの苦情として、「近所では誰も受検していないのに何故受検しなければならないのか」というものがある。この不公平感を解消するために、最低でも半数である50%と設定すべきではないか。
- ◆ 行政の立場としては、11条検査は法律で義務付けられている検査であるため、本来であれば受検率100%を目標としたいが、現状の受検率を考慮すると、委員ご提案のとおり、先ずは実現可能な目標値を設定すべきと考えている。
- 浄化槽の製造・施工・保守点検・清掃の区分で、区分毎に業者の特徴を分析した場合、保守点検業だけで生計を立てている業者が多い。他府県では、保守点検業に加えて、清掃業をされているなどのケースが多い。大阪府では、この特徴を意識した制度設計をすべきではないか。また、単独処理浄化槽も依然として多く設置されており、一部地域では、都市部（下水道エリア）においても、浄化槽が比較的多く設置されている。検査員確保の観点からも、単独処理浄化槽も制度の対象とするのか、将来浄化槽から下水道に切り替わる都市部に設置されている浄化槽も制度の対象とするのかを検討すべきではないか。
- 下水道への切替えの点で言えば、少子高齢化等により、下水道に接続したくても接続できないケースもある。また、処理人槽の大きい浄化槽は、下水道への切替えが進んでいるが、5人槽などの小型の浄化槽は進んでいない現状があり、11条検査の受検率が横ばい状態の市町村も多いはず。受検率向上の対策として、文書等による啓発には限界があり、抜本的なシステムの見直しが必要とされる。
- 各市町村によって、都市構造や年齢構成等が違うので個別に検討すべきではないか。

- 制度導入のしやすさから、対象とする浄化槽を検討すべきであり、仮に合併処理浄化槽に加えて単独処理浄化槽も制度の対象とするならば、統一性を保持するために、料金設定などの内容は同じにすべきではないか。
- 住民からの問い合わせによると、「維持管理業者から 11 条検査を受検するように言われたことがない。」とのこと。この点からも、やはり維持管理業者の協力は不可欠と思われる。
- ある府県においては、11 条検査に対する住民からの苦情対応に関し、保健所職員の真摯な対応があり、住民からの理解が得られてきていると聞いている。制度の導入や業者の意識改革も必要だが、まずはこのような行政のサポートが第一ではないか。
- ◆ 制度だけに頼るのではなく、行政としてのサポートはしっかりとやっていく。最後に、次回までには、効率化検査を導入した他府県の事例を中心に分析するとともに、委員からのご意見を踏まえて、法定検査に対する府民の信頼性向上方策など府域法定検査のあるべき方向性（案）を示す予定である。